

## キャッシュレス決済業務委託に係るプロポーザル募集要項

### 1 目的

本業務は、新宿区地域振興部戸籍住民課の窓口における証明書等交付手数料をキャッシュレス決済し、納付手段の拡充による区民等の利便性の向上を図ることを目的とする。

### 2 用語の定義

- (1) 区とは、新宿区をいう。
- (2) 参加予定者とは、「キャッシュレス決済業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」(第1号様式)を提出した者をいう。
- (3) 参加者とは、企画提案書等を提出した者をいう。
- (4) 事務局とは戸籍住民課調整係をいう。

### 3 企画提案内容

#### (1) 提案内容

- ア 戸籍住民課の窓口における証明書等の交付手数料の納付についてのキャッシュレス決済端末の導入(台数については3台)
- イ 地方自治法第231条の2第6項の規定に基づく指定代理納付者による納付業務
- ウ 運用サポート、保守業務  
※詳細は「新宿区キャッシュレス決済業務委託に係る仕様書」を参照

#### (2) 履行期間

- ア 初期導入時作業：契約締結日の翌日から令和3年12月19日までを予定
- イ 決済代行業務：利用開始日から令和4年3月31日まで  
※契約は単年度契約とし、実績等に基づき最長5年まで契約できるものとする。

#### (3) 提案限度価格等

- ア 決済端末 594千円
- イ 決済センター利用料 159千円  
(ア、イは3台分として60か月総額、消費税含む、金額は上限額)
- ウ 決済代行手数料 交通系ICカード 歳入額の3.5%分  
※提案下限額は設定しない。

### 4 参加資格

参加予定者がプロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすことと

する。

なお、基準日については、公募開始の日とする。公募開始は、本募集要項を、区ホームページ（総務部契約管財課）、及び掲示板（総務部契約管財課）に掲出し、公表した日（令和3年7月14日（水））とする。

また、契約時まで以下の応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 割賦販売法を遵守していること。
- (2) 本業務を円滑に遂行するために必要な、組織、人員、資金等を有し、過去3か年度、東京都内の官公庁においてキャッシュレス決済業務の受託実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (4) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。  
ただし、入札参加資格を取得していない場合は、登記簿謄本（直近3か月以内に発行されたものに限る。）及び財務諸表（損益計算書、貸借対照表）を提出すること。
- (5) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (9) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日13新総財第550号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日23新総契契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

## 5 参加手続き

プロポーザルの参加を希望する者は、「キャッシュレス決済業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）に会社案内等※1を添えて、令和3年7月30日（金）午後5時までに事務局へ郵送（必着）※2または持参※3にて提出すること。なお、上記提出物の返却は行わない。

※1…様式は問わず、通常の広報で使用しているものでよい。

※2…配達証明付書留郵便による郵送に限る。提出期間内に必着とする。

※3…来庁する場合は、あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

## 6 参加の辞退

プロポーザルの辞退をする場合は、令和3年8月2日（月）午後5時までに「キャッシュレス決済業務委託に係るプロポーザル参加辞退書」（第3号様式）を事務局へ郵送（必着）※1または持参※2にて提出すること。

※1…配達証明付書留郵便による郵送に限る。提出期間内に必着とする。

※2…来庁する場合は、あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

## 7 質疑・回答

### （1）参加予定者の質疑

参加予定者は、プロポーザルに関して質疑を行うことができる。質疑にあたっては、「キャッシュレス決済業務委託に係るプロポーザルに関する質問書」（第4号様式）を以下のとおり提出する。

・提出期限：令和3年7月21日（水）午後5時

・提出方法

メールによる送信とする。件名に【事業者名】及び【キャッシュレス決済業務委託に係るプロポーザル（質問）】の文言を入れること。「質問票」を送信後に以下の電話番号まで連絡すること。

メールアドレス：[koseki.jumin@city.shinjuku.lg.jp](mailto:koseki.jumin@city.shinjuku.lg.jp)

電話番号：03-5273-3622

なお、電話、訪問及びFAXによる質問には一切応じない。

### （2）質疑に対する回答

回答は参加予定者全員に対して、令和3年7月28日（水）午後5時までに電子メール等により行う。なお、電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

### （3）参加者への質問

本実施要領第9条により提出した企画提案書等に関する質問を送付し、各参加者に回答を求める場合がある。回答があった場合は、その内容を踏まえて評価を行うが、期間内に参加者からの回答がない場合は、質問に係る部分については評価しない場合がある。

## 8 契約予定日 令和3年9月中旬

## 9 企画提案書等の作成及び提出方法

### （1）提出書類、部数等

ア 企画提案書

【様式】第2号様式を使用し、文字の大きさは10.5ポイント以上とする。

【部数】9部\*

※9部のうち、7部には事業者名等が判明できる内容を記載しないこと（社名だけ隠すのではなく、提案内容から事業者名等が類推できるものも塗りつぶし等をする）。残りの2部については表紙に事業者名を明記すること。

※事業者名等を明記する2部には、事業者名、所在地、代表者、あて先を記載し、代表者印を押印すること。なお、あて先は「地域振興部長」とすること。

#### イ 見積書

本件委託に係る見積を「見積書」（第2-2号様式）により作成のうえ、提出すること。

当該見積書の記載額については、受託候補者の選定時に用いる。また、委託内容に対して著しく不適切な見積額の場合は参加不適格とする場合がある。

【部数】1部

#### ウ 決済端末の規格や性能がわかるカタログ【部数】9部

#### エ 提出期限

令和3年7月30日（金）午後5時

なお、提出期限までに、企画提案書及び見積書の提出がない場合には、辞退したものとみなす。

#### オ 提出方法

事務局へ持参または郵送すること。

注) 持ち込みの場合はあらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

郵送の場合は配達証明付書留郵便に限り、午後5時必着とする。

### (2) 企画提案書の内容

以下の内容について、第2号様式を使用し作成すること。作成にあたっては、別紙「仕様書」を参考にし、本業務の趣旨を理解した上で作成すること。また、提出者の特定が可能な内容（具体的な事業者名等）を記載しないこと。なお、企画提案書に記載する事項は次のとおりである。

項目	概要
表紙	9部のうち、2部についてのみ表紙に事業者名等を明記すること。

①	法人の継続性・安定性	法人としての運営は安定(資本金・従業員数等)しているか。
②	事業の実績	過去3か年度において、東京都内の官公庁における全ての実績を記載すること。
③	運営体制	業務の実施体制について記載すること。また、実施体制に係る人数、協力体制等のほか、業務責任者の業務の経験年数について記載すること。
④	テーマに対する提案	
	ア 指定代理納付業務	入金サイクル、決済手数料について記載すること。
	イ 決済端末	機種、規格について記載すること。
	ウ 保守	不測の事態が発生した際の対応や導入後のサポート体制、導入時における研修の実施の有無について記載すること。
	エ 費用	決済の種別ごとの決済手数料率、決済端末の月額、決済センター利用料の月額のほか、業者負担が可能なランニングコストがある場合は記載してください。
	オ 拡張性	キャッシュレス決済業務を区内10か所程度で拡張した場合の対応とコストについて記載してください。
	カ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決済端末に接続可能なPOSレジ(セミセルフ)の機種・機能等について記載してください。</li> <li>・本事業に関する工夫、その他効果的な独自提案がある場合は記載してください。</li> </ul>

## 10 企画提案の選定方法

キャッシュレス決済業務委託に係る事業者選定委員会が、以下のとおり選定を行う。

### (1) 受託候補者の選定

特別の事情がある場合を除き、見積書の金額が委託契約上限額を下回る参加者の中から、企画提案書をもとに評価し、評価点の最も高い事業者を選定する。ただし、別に定める「評価基準 8 拡張性 (1)導入準備」の評価点が0点の場合、または評価点が満点の60%に満たない場合は、事業者として選定しない。

なお、選定結果については、別途通知する。

(2) 評価項目

別紙「キャッシュレス決済業務委託に係るプロポーザル評価基準」のとおり。

1.1 スケジュール (予定)

- (1) 公募掲載期間：令和3年7月14日（水）から令和3年7月30日（金）
- (2) 質問書の受付：令和3年7月21日（水）午後5時まで  
質問書の回答：令和3年7月28日（水）午後5時まで
- (3) 企画提案書等の受付：令和3年7月30日（金）午後5時まで
- (4) 選定結果の通知発送予定：令和3年8月31日（火）

1.2 留意事項

(1) 提出物の取扱い

企画提案書等の提出物については、区の所有物として区が保管し、参加者へは返却しない。参加者は著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとし、企画提案書等の提出物は理由の如何にかかわらず返却しない。

(2) 契約にあたっては、採用された企画提案書の内容について、区は受託者と協議のうえ、変更することができるものとする。

(3) 参加経費等

プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担するものとし、区はいかなる経費も負担しない。

(4) 適正な手続きの順守

申請書類の虚偽記載の場合、無効とする。また、キャッシュレス決済業務委託に係る業者選定委員の接触を禁ずるものとし、違反した場合には、評価を不適とする。

1.3 各種書類の提出先及び問合せ先

書類提出先 戸籍住民課調整係

電 話 03-5273-3622

メー ル kosekijumin@city.shinjuku.lg.jp